

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告 示】

- 物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領の一部改正
- 岡山県役務の提供に係る入札参加資格審査要領の一部改正

用度課

"

- 特定施設の設置許可申請
- 知事指定薬物の指定
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始

環境管理課
医薬安全課
道路整備課

"

【公 告】

- 大規模小売店舗の新設に関する届出の縦覧
 - 公共測量の実施
 - 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧
- 【公安委員会】**
- 駐車監視員資格者に係る講習の実施

經營支援課
監理課
都市計画課
交通指導課

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第五百五十三号

物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成十九年岡山県告示第三百六号）の一部を次のように改正する。

令和元年十二月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

第四条第一項第一号中「、法務局長が発行する登記されていないことの証明書」を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

令和元年 12月17日 岡山県公報 第12153号

◎岡山県告示第五百五十四号

岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成十九年岡山県告示第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

令和元年十二月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第五条第一項第一号中「、法務局長が発行する登記されていないことの証明書」を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第五百五十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十二月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
名 称 ナイカイ塩業株式会社
住 所 倉敷市児島味野一丁目11番地19号
氏 名 取締役社長 野崎 泰彦
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 ナイカイ塩業株式会社
所在地 玉野市胸上2721番地

令和元年 12月17日 岡山県公報 第12153号

(3) 特定施設に関する事項

区 分		新 設		廃 止	
種	類	27－ロ 無機化学工業製品製造業の用に供する遠心分離機（遠心脱水機11）		同左	
能	力	1.0 t／時間		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		－	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着工3週間後		－	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		工事完成后直ちに		－	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続6時間		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び常の量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m ³ ／日）	30	30	同左	
	p H	7.0	7.0		
	C O D（mg／L）	5	5		
	S S（mg／L）	20	20		
	油 分（mg／L）	0.2	0.2		
	T－N（mg／L）	1.5	1.5		
	T－P（mg／L）	0.5	0.5		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 令和元年12月17日から令和2年1月7日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び玉野市役所

令和元年 12月17日 岡山県公報 第12153号

◎岡山県告示第五百五十六号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和元年十二月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

- 1 メチルⅡⅡ「Ⅰ」（五Ⅰフルオロペンチル）ⅠⅠHⅠインドールⅢⅢカルボキサミド」ⅠⅢⅢフェニルプロパノアート（通称名MP h PⅠⅡⅡⅠ、MP H PⅠⅡⅡⅠ）及びその塩類
- 2 ⅡⅡ（ブチルアミノ）ⅠⅠⅠ（四Ⅰクロロフェニル）プロパンⅠⅠⅠオン（通称名ⅣⅣChloroⅠⅠbutylcathinone）及びその塩類
- 3 ⅢⅢ「ⅠⅠ（エチルアミノ）シクロヘキシル」フェノール（通称名ⅢⅢHOⅠPCE）及びその塩類

二 指定の理由

条例第二条第七号に規定する薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

附 則

この告示は、令和元年十二月十八日から施行する。

令和元年 12月17日 岡山県公報 第12153号

◎岡山県告示第五百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一八〇号
- 三 道路の区域

区 域		新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
新見市千屋実字ヒワケ市一二六四番一地从先	新見市千屋実字ヒワケ市一二六四番一地从先	新	二〇・〇 四〇・七	一四七・〇
新見市千屋実字ヒワケ市一二六四番一地从先	新見市千屋実字シロタ一一九二番一地从先	旧	一九・〇 四〇・七	一四七・〇

◎岡山県告示第五百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

道路の種類	道路の路線名	区間	供用開始年月日
一般国道	一八〇号	新見市千屋実字ヒワケ市一二六四番一地先から 新見市千屋実字シロタ一一九二番一地先まで	令和元年十二月十七日

令和元年 12月17日 岡山県公報 第12153号

〔四八九〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和元年十二月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ダイレックス井原店
所在地 井原市井原町一〇八番一ほか
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 ダイレックス株式会社
住所 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九三〇番地
代表者の氏名 代表取締役 多田 高志
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 ダイレックス株式会社
住所 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九三〇番地
代表者の氏名 代表取締役 多田 高志
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和二年八月五日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千百五十二平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の収容台数 四十六台
(2) 駐輪場の収容台数 十七台
(3) 荷さばき施設の面積 五十平方メートル
(4) 廃棄物等の保管施設の容量 六立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

令和元年 12月17日 岡山県公報 第12153号

午前九時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

午後十時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 第一駐車場 午前八時三十分から午後十時三十分まで

イ 第二駐車場 午前八時三十分から午後十時まで

(4) 駐車場の自動車の出入口の数 六箇所

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

二 届出年月日

令和元年十二月四日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和元年十二月十七日から令和二年四月十七日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び井原市未来創造部商工課

〔四九〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、赤磐市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつた。

令和元年十二月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

赤磐市	測 量 区 域
公共測量（基準点測量）	測 量 の 種 類
令和元年十一月二十八日から 令和二年三月十日まで	測 量 期 間

令和元年 12月17日 岡山県公報 第12153号

〔四九一〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により早島町から岡山県南広域都市計画地区計画についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年十二月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画地区計画

二 都市計画の変更年月日

令和元年十二月六日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、早島町建設農林課において縦覧に供する。

◎岡山県公安委員会告示第百七十四号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第五十一条の十三第一項第一号イに規定する駐車監視員資格者に係る講習を次のとおり実施する。

令和元年十二月十七日

岡山県公安委員会

一 講習の日時及び場所

区分	実施年月日	時 間	実 施 場 所
講習	令和二年二月六日及び同月七日の二日間	午前九時から午後五時四十五分まで	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎一階一〇一会議室
考查	令和二年二月十四日	午前十時三十分から午前十一時三十分まで	

二 受講手続

1 提出書類

所定の様式による受講申込書 一通

2 提出先

郵便番号七〇〇一〇八二四

岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県警察本部交通部交通指導課駐車対策係

3 提出方法

2の提出先へ持参し、又は郵便等（書留郵便その他これに準ずる方法に限る。以下同じ。）により提出する。

4 提出期間

令和二年一月六日（月曜日）から同月二十四日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。）の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。ただし、郵便等による場合は、令和二年一月二十四日（金曜日）必着とする。

三 受講手数料

二万円。受講申込書に岡山県収入証紙を貼付することにより納付すること。
なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

四 修了考査

- 1 一の講習の受講を修了した者を対象に修了考査を実施する。
- 2 一の修了考査に合格した者のみ駐車監視員資格者講習の課程修了者とし、駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する。

五 その他

- 1 代理受講は認めない。
- 2 受講申込書を受理後、受講日等を指定した受講票を送付する。
- 3 四の1の修了考査に合格した者が、次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証を交付しない。
 - (1) 十八歳未満の者
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第百十九条の二第一項第三号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
 - (4) 集团的に、又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則（平成十六年国公安委員会規則第二十三号）第三条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの
 - (6) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
 - (7) 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 4 道路交通法第五十一条の十三第二項第二号又は第三号に該当して駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して二年を経過しない者
- 4 二の1の受講申込書は、岡山県警察本部交通部交通指導課駐車対策係の窓口で、令和二年一月二十四日（金曜日）まで交付する。また、郵便による交付を希望する

場合は、返信を希望する者の住所、氏名、郵便番号等の宛先を記入した返信用の封筒（長形三号で八十四円分の切手を貼ったもの）一枚を同封し、二の2の提出先に郵便等により令和二年一月十七日（金曜日）必着で請求すること。

なお、岡山県警察のホームページからダウンロードすることもできる。

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/site/kenkei/>

5 二の1の受講申込書の提出の際、受講する者の住所、氏名、郵便番号等の宛先を記入した返信用の封筒（長形三号で八十四円分の切手を貼ったもの）一枚を提出すること。

6 問い合わせ先

岡山県警察本部交通部交通指導課駐車対策係

電話番号 ○八六一二三四一〇一一〇（内線五一四一）